

【（介護予防）認知症対応型通所介護】

質問	回答
留意点の共通編43ページで「GH等での家庭浴槽であっても年1回はレジオネラ症検査を実施してください」とあったが、個浴槽で一人毎にお湯を入れ替えている場合でも年1回の検査が必要なのか。	その場合でも年1回の検査を受けることが望ましいです。

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

質問	回答
<p>・ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、利用者等の署名・押印を求めない事についての代替手段の具体的な例を示して欲しい。</p> <p>・動画にて、記録の保存期間の5年とは、記録が用を成さなくなった(完結してから)5年という説明があったが、「記録が完結した」という判断は、どのような基準で行なうべきか。また、例えば当事業所が5年を過ぎて記録を破棄した後、何らかの理由で新潟市等からその記録の提示を求められた場合、当事業所に何らかの罰則はあるのか。</p>	<p>・書面上において利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であり、代替手段としては、例えばタブレット端末上で行う電子署名などがあります。書面上の署名・押印を求めない場合は、後々契約をした・していないのトラブルとならないよう注意することが必要と考えます。</p> <p>・完結の日とは、「居宅介護サービス計画」「小規模多機能型居宅介護計画」「提供した具体的なサービスの内容等の記録」「身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由の記録」「市町村への通知に係る記録」については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、「苦情の内容等の記録」については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日となります。</p> <p>参考：赤本P650</p> <p>なお、サービスが終了してから5年を過ぎた記録を破棄した場合の罰則はありません。</p>
<p>新潟市への事故報告書の提出について、添付されていた書式ではなく、事業所オリジナルの書式の提出でよいか。</p>	<p>新潟市では国の様式を使用しています。事故報告の内容については県にも報告していることから、当市が通知した様式を使用してください。</p>

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

質問	回答
<p>利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であることと及びその場合の代替手段を明示する、とあるが、代替手段の具体例はあるか。</p>	<p>書面上において利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であり、代替手段としては、例えばタブレット端末上で行う電子署名などがあります。書面上の署名・押印を求めない場合は、後々契約をした・していないのトラブルとならないよう注意することが必要と考えます。</p>
<p>日常生活に要する費用についての取り扱いについて、個人の為に使用する（洗濯洗剤やシャンプーなど）は事業所で負担することが必要か。</p>	<p>「通所介護等における「日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）のとおり。 QA（赤本P1440）にもあるとおり、「利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるもの」については利用者から徴収が可能です。一律に提供される共用のシャンプー等については事業所が負担すべき費用ですが、利用者やその家族の選択により購入する費用であれば徴収が可能です。</p>